

問い合わせ先
警備救難部救難課（安全指導）
海浜事故対策官 上之段
Tel 03-3591-6361（内線 5902）
03-3581-2828（夜間直通）
警備救難部刑事課（取締り）
専門官 関田
Tel 03-3591-6361（内線 5403）
03-3581-7946（夜間直通）

平成 18 年 7 月 4 日
海 上 保 安 庁

夏季におけるマリレジャー愛好者に対する安全指導・取締りの実施について

海上保安庁では、政府の第 8 次交通安全基本計画に基づき、「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者を平成 22 年までに年間 220 人以下とする」ことを目標として、自己救命策確保の推進など死者・行方不明者の減少に取り組んでいます。

本年 5 月末現在の死者・行方不明者数（速報値）は昨年同期を 3 人上回る 107 人に達しており、その一因として、プレジャーボート等からの海中転落による死者・行方不明者の急増（昨年同期の 6 人から 13 人と倍増）があげられ、特に、ミニボート等小型舟艇において海中転落が多発しています。

マリレジャー活動が活発となる夏季には、プレジャーボート等の海難及び人身事故が急増することから、今夏においては、マリレジャー愛好者個々に対し、ライフジャケットの着用など安全指導を実施し、死者・行方不明者の減少を図ることとしました。また、ライフジャケットの着用など小型船舶操縦者の遵守事項に係る是正指導に応じないような悪質なケース、重大事故につながりかねない違反等を認めた場合における取締りの強化も図ることとします。

その内容は次のとおりです。

実施日

8 月 31 日（木）までの間において、各管区海上保安本部が事前に広報する週末等

重点指導事項

- (1) ミニボート等小型舟艇乗船者を重点対象とした海中転落防止及び自己救命策確保に係る指導
- (2) プレジャーボート等の乗船者に対するライフジャケットの着用など小型船舶操縦者の遵守事項に係る指導

実施内容

- ・マリレジャー愛好者へのパンフレット配布などによる安全対策の周知
- ・マリレジャー活動の安全確保を推進するため、地域特有の気象・海象、海上交通の状況などの情報提供

※1. ライフジャケットの有効性について

平成 17 年の磯場などでの釣り中及び船舶から海中に転落した事故を調査した結果、ライフジャケットを着用していた人の生存率は 86%であったのに対し、着用していなかった人の生存率は 59%であり、ライフジャケットの着用が遭難者の生存率を向上させるために有効であることが確認されています。

※2. 自己救命策三つの基本

- ① ライフジャケットの常時着用
- ② 携帯電話等の適切な連絡手段の確保
- ③ 海上保安庁への緊急通報用番号「118 番」の有効活用

※3. 小型船舶操縦者の遵守事項

平成 15 年 6 月 1 日から「船舶職員及び小型船舶操縦者法」が施行されました。

小型船舶のより安全な利用のために、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項が次のように規定され、①～④に違反すると、免許停止などの行政処分の対象となる場合があります。

- ① 酒酔い操縦等の禁止
- ② 免許者の自己操縦義務
- ③ 危険操縦の禁止
- ④ 救命胴衣の着用義務
- ⑤ 発航前の点検、見張りの実施等

※4. ミニボート

免許や船舶検査が不要な船舶のことを言い、平成 15 年 11 月にその範囲が拡大されました。ミニボートの範囲は次の要件を満たす船舶です。

- ① 船の長さが 3 m 未満
- ② 推進機関の出力が 1.5 kW（約 2 馬力）未満
- ③ 直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶その他のプロペラによる人の身体の傷害を防止する構造を有する船舶

※5. プレジャーボート等

プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船